

栃木県高速道路交通警察隊運営規程

(昭和47年11月1日)
(栃木県警察本部訓令第12号)

～原文は縦書き～

(趣旨)

第一条 この規程は、栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）第二十一条の規定に基づき、栃木県警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(本隊及び分駐隊の設置等)

第二条 高速隊に本隊及び分駐隊を置く。

2 分駐隊の名称・位置、管轄区域及び警ら区域は、別表のとおりとする。

(任務)

第三条 高速隊は、高速自動車国道及び指定自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）における次の事務を分掌する。

- 一 交通の指導及び取締りに関すること。
- 二 交通事故・事件の捜査及び処理に関すること。
- 三 交通規制に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、交通警察に関すること。

2 高速隊は、前項に掲げるもののほか、高速自動車国道等における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務を処理するものとする。

(編成)

第四条 高速隊の編成は、別に定める。

(勤務制等)

第五条 隊長及び隊長が必要と認める隊員は、栃木県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成十二年栃木県警察本部訓令乙第三十八号。以下「勤務規程」という。）第二条第一号に定める通常勤務による勤務とし、その勤務時間は勤務規程第六条一項に定めるところによる。

2 副隊長、隊長補佐、庶務係、管理係並びに那須分駐隊及び上三川分駐隊に勤務する警部補の階級にある隊員のうち分駐隊長を代理する者は、勤務規程第二条第二号に定める毎日勤務による勤務とし、その勤務時間は勤務規程第四条に定めるところによる。ただし、隊長は、業務運営上必要と認めるときは、勤務規程第五条一項に定めるところにより、勤務開始時刻等を変更することができる。

3 前二項以外の隊員は、勤務規程第二条第三号に定める交替制勤務のうち三交替制勤務による勤務とし、その勤務時間は、勤務規程第四条に定めるもののほか、次表のとおりとする。ただし、隊長は、業務運営上必要と認めるときは、勤務規程第五条一項に定めるところにより、勤務開始時刻等を変更することができる。

区分 勤務例	勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間
当番	午前八時三十分	翌日午前八時三十分	十五時間三十分	八時間三十分
日勤	午前八時三十分	午後五時十五分	七時間四十五分	一時間

(週休日)

第五条の二 隊長は、勤務計画表により、三交替制勤務員に対し週休日を指定するものとする。

(勤務計画)

第六条 隊長は、高速隊の活動を効果的に推進するため、次の事項を内容とする翌月の月間勤務計画を毎月二十五日までに策定して、隊員に指示するものとする。

- 一 勤務の重点
- 二 勤務指定
- 三 その他必要な事項

(交通事故・事案発生の場合の措置)

第七条 隊員は、交通事故その他の事案の発生の届出を受理し、又は認知したときは、その状況を順を経て隊長に報告しなければならない。

- 2 重大・特異事故事案については、その概要を速報して隊長の指示を受けなければならない。
- 3 隊長は、前項に掲げる事案について報告を受けたときは、本部長に速報しなければならない。

(応援の要請)

第八条 隊長は、交通事故の処理、交通の指導取締り、交通規制その他特に必要があると認めるときは、関係所属長に対して応援の要請をすることができる。

- 2 関係所属長は、前項の応援要請を受けたときは、これに協力しなければならない。

(連絡協調)

第九条 隊長は、高速自動車国道等における警察活動を効果的に行うため、常に関係所属長及びその他関係機関と綿密な連絡を保持しなければならない。

(交通事故・事件、交通法令違反の取扱い)

第十条 高速隊の管轄する区域において発生した交通事故・事件の送致は、隊長が本隊所在地を管轄する検察庁又は家庭裁判所に対して行うものとする。

- 2 高速隊が取り扱った交通法令違反は、交通反則切符の違反については関係書類を交通反則通告センターの送付し、交通切符による指定出頭事件の違反については交通切符事務担当警察署に引き継ぎ、その他の違反事件については検察庁又は家庭裁判所に送致するものとする。

(刑事事件の取扱い)

第十一条 隊長は、刑事事件の取扱いについて、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存

等必要な初動捜査措置を行つた後、管轄警察署長に引き継ぐものとする。

(その他事案の取扱い)

第十二条 隊長は、前二条以外の警察対象事案を取り扱うときは、必要な措置を講じたのち、管轄警察署長に引き継ぐものとする。

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第十三条 隊長は、交通事故・事件及び交通法令違反等により被疑者を逮捕したときは、本隊又は分駐隊所在地を管轄する警察署に被疑者の留置を依頼するものとする。

(勤務要領等)

第十四条 この規程の実施について必要な勤務要領等は、隊長が定めるものとする。